

○経済産業省告示第百六十四号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十三条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月二十八日

経済産業大臣 茂木 敏充

第一条 平成十五年経済産業省告示第二百四十九号の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（算定方法等）」に改め、同条第一項中「発電所、需要設備又は配電線路」を「自家用電気工作物」に改め、「得た値」の下に「（以下この項において「換算値」という。）」を加え、「十件までを当該値から除く」を「、当該合計した値から十以内の事業場に係る換算値を控除する」に改め、「なお」の下に「、次表に掲げる換算係数に」を、「発電所及び」の下に「同条」を加え、「次表に掲げる換算係数に○・四五を」を「○・四五」に、「○・二五を」を「○・二五」に改め、「乗じた数値」

の下に「を換算係数」を加え、同項の表中「

		・八
	を	
出力千五百キロワット以上二千キロワット未満	出力千キロワット以上千五百キロワット未満	出力六百キロワット以上千キロワット未満
一・二	一・〇	〇・八

に改める。

出力六百キロワット以上千キロワット未満
〇

第四条第六号中「毎年四回（」を「三月に一回以上。ただし、」に、「毎年二回）」を「六月に一回」に改め、同条第七号、第八号及び第九号中「すべて」を「全て」に改め、同条第十二号中「毎年二回」を「六月に一回」に改める。

第二条 平成十五年経済産業省告示第二百四十九号の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を第三項とし、同条第一項中「なお、次表に掲げる換算係数に、次条第二号の二本文の発電所及び同条第九号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については〇・四五、同条第二号の二ただし書及び第四号の発電所については〇・二五、同条第七号及び第八号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については〇・六をそれぞれ乗じた数値を換算係数とする。」を削り、同項の次に次の一項を加える。

2 前項の表に掲げる換算係数に、次条第二号の二本文の発電所及び同条第九号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については〇・四五、同条第二号の二ただし書及び第四号の発電所については〇・二五、同条第七号及び第八号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については〇・六をそれぞれ

乗じた値を換算係数とする。ただし、同条第四号の発電所であつて、同号イに掲げる設備を有するものについては〇・三三、同号ロに掲げる設備を有するものについては〇・三一、同号ハに掲げる設備を有するものについては〇・三六、同号ニに掲げる設備を有するものについては〇・四二をそれぞれ乗じた値を換算係数とする。

第四条第四号を次のように改める。

四 太陽電池発電所にあつては六月に一回以上。ただし、当該太陽電池発電所が次に掲げる設備を有する場合は当該設備にあつては、それぞれ次に掲げるとおりとする。

イ 保安上の責任分界点から逆変換装置の系統側接続箇所までの設備（以下「受変電設備」という。

）であつて、第六号本文及び第九号に準ずるもの 三月に一回以上

ロ 受変電設備であつて、第六号ただし書に準ずるもの 六月に一回以上

ハ 受変電設備であつて、第七号のイからハまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高いもの又は

低圧受電のもの 隔月に一回以上

ニ 受変電設備（イからハまでに掲げるものを除く。） 毎月一回以上

## 附 則

第一条 この告示は公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

第二条 前条ただし書の規定の施行の際現に電気事業法施行規則（以下この条において「規則」という。）

第五十二条第二項の承認を受けている事業場が第二条の規定による改正後の平成十五年経済産業省告示第 二百四十九号第三条又は第四条の規定に適合しない場合においては、当該事業場については、第二条の規定は、適用しない。ただし、規則第五十三条第一項の申請が前条ただし書の規定の施行の後である事業場については、この限りでない。